平成２９年（フ）第６６３号
名古屋市守山区青山台502番地　吉根住宅６棟101号
債務者　内藤　梨央
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１４５号
大阪市生野区勝山北５丁目19番15号　アムズコート勝山　802号
債務者　池田眞由美
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１５８号
大阪府豊中市熊野町３丁目19番２―407号、前住所大阪府豊中市服部豊町１丁目７番10―106号
債務者　安田　憲司
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１２３６号
大阪市生野区新今里３―19―11、住民票上の住所大阪市生野区新今里３丁目10番20号
債務者　中村　生真（旧姓平松）
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４６５号
大阪府箕面市船場西１丁目13番26号（202号）
債務者　吉田　憲治
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８６４号
大阪市東淀川区上新庄３―20―５　レオパレスノンノミーオ107、住民票上の住所福島県二本松市茶園２丁目84番地１
債務者　髙橋　　聡
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８９６号
大阪市淀川区加島４丁目19番１―702号、前住所大阪市淀川区加島１丁目30番１―1103号
債務者　竹山ます美
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９６６号
大阪府大東市北条３丁目16番38号、前住所大阪府大東市寺川５丁目18番15号　103号
債務者　上田　　誠
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９６７号
大阪市平野区平野市町１丁目13番12号
債務者　岩﨑　博子
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９８２号
大阪府守口市八雲西町１丁目45番７号シルバニアハウス102号室
債務者　西田美奈子
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０１９号
大阪市住吉区我孫子３丁目１番11号　グランドアビコ　102号
債務者　松ヶ下直人
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０５６号
大阪府三島郡島本町高浜２丁目28番17―206号
債務者　中野　益男
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０５７号
大阪市中央区瓦屋町２丁目16番26号　ポム・ド・パン松屋町301
債務者　新本　泰司
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０６５号
大阪府高槻市氷室町１丁目31番１号　有川文化103号
債務者　徳山　純子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０９０号
大阪市西成区旭３丁目７番27号　輝きの家
債務者　渡瀬　啓一
法定代理人成年後見人　古閑世里菜
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２０９２号
大阪市鶴見区放出東３丁目12番８号　メゾン放出101
債務者　桂原智江子
1　決定年月日時　平成29年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月21日まで　大阪地方裁判所第６民事部